

【議案第 1 1 号】

平成 2 2 年事業計画（案）

自 平成 2 2 年 4 月 1 日

至 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

1. はじめに

国の仕分作業に代表されるように、官公署においては景気停滞の影響による歳入の減少により公共事業等への歳出もおのずと減少傾向にあり、また、個々の部門において一段と効率的な予算執行が求められているところです。当協会においても、公共嘱託登記事件の円滑な実施に資するとの目的の下、これら官公署等の嘱託登記関連業務を行って参りましたが、協会の受託額が公共事業予算の減少や事業の廃止により、ある程度左右されざるを得ない状況にあります。全国の公共嘱託登記司法書士協会の動向を見ますと、地方経済の疲弊及び公共事業の大幅な減少により嘱託登記関連の受託事件の著しい減少となり、その運営が困難との結論から解散決議をするに至った協会も見受けられるようになり、大変残念なことになってしまいました。当協会においても受託事件の大幅な回復は一朝一夕には難しいかもしれませんが、地道な活動を通じてできうる限り早期に回復をなし、これを軌道に乗せて行きたいと存じています。幸い現時点では、社員の皆様のご支援により、ここ 2、3 年は財務的に無理のない状況にありますので、将来の安定的な運営に向けた活動を展開していきたいと思っております、そのために以下の施策を実行します。

まず第 1 に、当協会の広報活動の充実を図っていきます。

設立後 2 5 年経った現在でも、市区町村においては、我々の存在そのものが認知されていないところがいまだに多くあります。受託実績のない市区町村は言うに及ばず受託実績のある市区町村においても、部署が異なれば認識されていないといった傾向も多く見受けられますので、協会支部社員のご協力を頂いて、これらの窓口に対して強力な広報活動を継続的に実施していきたいと思っております。

また、インターネット等を通じて、行政機関の手助けになるような情報を提供し、それらを通じて、当協会の存在をアピールしていきます。

第 2 に、専門性を十分発揮出来る環境を整え、官公署の当協会に対する期待に応えていきます。

最近の事件の傾向は、登記事件のみならずその前提には複雑な権利関係の調査が必要となり、これらの受託事件を処理するには高度な専門性や経験を必要

とし、複雑な事務処理を行わなければならないケースが数多く見受けられます。そのようなためにも、社員間においては専門知識や事件処理のノウハウを広く共有していただくと共に、情報を広く社員に提供して、受託事件の処理に当たっていきます。

第3に、当協会の組織体制を現状に即した体制に整えます。

当協会では公益社団として存続することを目標として定め、今後の組織のあり方を模索していますが、より多くの原資を得て公益活動を継続していくためにはどのような体制が良いのか、また、より多くの社員にこれらの活動に参加していただくにはどのような体制が望ましいのかを、検討して実行に移していきます。

2. 平成22年度各部事業計画

(1) 再開発・特殊法人部

本年度は、業務開発と社員の能力の向上、見積等を含めた事件処理のノウハウの整理を大きな柱として業務の遂行に努めていきます。

今後、業務開発に関して重要性を増すと考えられる入札への対応については、各協会支部が地元の入札情報をいち早く得るための体制づくりを更に進め、協会支部幹事が積極的に入札に参加する体制づくりも進めていきます。

再開発・特殊法人のマニュアルについて、再開発のマニュアルは全面的に見直し、新不動産登記法に対応するものにし、特殊法人関係の登記についても新たにマニュアルを作成したいと思っております。

業務開発では、自治体等に説明に出かけたときに複雑な法律関係について質問を受ける場合が多々あります。的確に回答しないと自治体等の信頼は得られません。

研修委員会と連携して、再開発・特殊法人に関する研修を行い、社員の能力の向上に努めていきます。

(2) 公社業務開発部

本年度も受託事件数は減少し、登記事件については新たな受託は見込めない年と予想されます。しかし公社の当協会に対する信頼、期待は益々増大していくものと思われれます。

家賃不払い、管理費滞納などに対する相談もあり、これら登記以外の依頼についても公社の期待に答えられるよう公嘱協会として対応していくよう検討していきます。

(3) 市区町村業務開発部

本年度は、協会支部幹事、協会支部社員及び協会支部担当理事が協力して昨

年度の広報先を再訪問することを基本とし、各協会支部においてその他の広報先を1か所でも積み増すことを目標とします。

(4) 東京都業務開発部

本年度においても、昨年度と同様に東京都建設事務所等から訪問依頼があったときは、すぐに対応します。

そして、本年度も、東京都建設事務所等の訪問先を選択して、広報訪問をする予定です。

最後に見積もりの件です。見積もりは、案件等により、理事が見積もる場合と、協会支部幹事が、見積もりを行う場合があります。

現在、建設事務所毎に、案件が異なるためか、見積書を概観すると形式に不統一が見受けられます。しかし、形式の統一など、ある程度原則的な形は、できると考えます。これからも、継続的に東京都建設事務所等から、継続的に受託をしていきたいので、そのつど、依頼先の建設事務所等と打ち合わせをしながら、見積書の統一を検討していきます。

(5) 研修委員会

① 広報用のチラシの作成

広報用のチラシについて、全司協を通じて相互に情報交換を行って、より充実したものを準備します。

② 金融機関の変遷過程の情報収集（当協会ホームページ中の「担保権者の行方は？」のコーナーの充実）

今後とも、金融機関の変遷については、各社員が日常業務で扱ったことのある事件を契機として情報を提供していただき、整理の上、適宜ホームページにアップしていきます。新情報やお気づきの点などどしどしお寄せください。

③ ホームページ中の「研修情報室」の充実

検索の便について、徐々に検討を加えていきます。また、社員その他の司法書士などからの情報提供も受けながら、これを取り込んでいくような運営を目指します。

④ 研修会の開催

時宜に即した分野の研修会を2回以上開催します。

(6) 幹事会企画運営部

本年度は、年2回以上の支部幹事会を開催したいと考えております。それを通じて協会支部社員の相互交流を図り、協会の活性化に取り組みます。

(7) 配分委員会

定額会費制度の導入及び受託事件の減少に伴い、協会支部及び社員間のより公平かつ公正な配分を工夫し検討します。

「受託事件の配分及び報酬に関する規定」の変更を予定しており、協会支部に配分に関する報告を求めるなど、協会支部内の公平公正性を保てるように努めていきます。

協会の現状を鑑み公平公正な配分を実施するには、支部幹事の皆さんの負担が増えるとは思いますが、本年度もご尽力をお願いいたします。

(8) 組織改善部会

協会支部組織強化のため、支部幹事からの意見を汲み上げ、支部活動に対するさらなる支援をしていきます。

また、公益法人化へ向けて組織を改善すべき点を検討し、対応していきます。

(9) 総務部

総務部では、以下の取り組みを推進していきます。

①公嘱協会の将来の展望

公益法人の認定を受けるべく、定款、規則・規程の策定を推進していきます。

当協会は、社会的貢献の一翼を担っている観点から、協会支部幹事会、協会支部総会への理事の出席を通じて、社員の皆様にご意見を直接お聞きできるように努め、将来の展望の共に考えていきたいと思っております。

②事務局の執務改善

本年度は、事務局のかかえる事務量の削減、効率化のため、システムの増強並びに事務局体制の改善について検討していきます。

③関連諸団体との協議会の開催

全国公共嘱託登記司法書士協会協議会、東京司法書士会、東京司法書士政治連盟、東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会との協議会を開催し、他団体の公益法人移行の情報を共有するとともに、更なる協力体制が築けるようにいたします。

また、市町村への業務開発にあたっては、東京司法書士会、東京司法書士政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート東京支部との更なる協同関係が構築できるように協議会をもち、協同関係を構築できるよう協議会を持ち関係の強化を図ります。

④「広報活動」

機関紙ハロ・ハロ・ガーデン公嘱は、平成22年度において年3回発行を予定しております。

当協会が公共事業に関わる専門家の集団であり20年以上に亘る実績があることを、公共団体にPRできるような誌面づくりをしていきたいと考えます。

また、当協会の活動内容を社員に分かりやすくお伝えするだけでなく、社員以外の方にも当協会に興味をもっていただくように不動産登記業務に役立つ情報を収集していきたいと考えます。さらに、関連諸団体や顧問の先生方にもご協力を仰ぎながら、各方面に対して公嘱協会の活動をご理解いただけるように活動して行く所存です。

⑤「パソコンの利用促進」

東京公共嘱託登記司法書士協会ホームページの内容充実を図ります。

- ・ハロ・ハロ・ガーデン公嘱のバックナンバーをPDF化して、ホームページからダウンロードできるよう検討します。
- ・「担保権者の行方」のデータの拡充を検討します。
- ・「研修情報」のデータの拡充を図ります。

3. 平成22年度事業計画資料

(1) 現に入会している社員の総数

個人626名、司法書士法人16法人

(2) 当期中に官庁、公署等からの依頼が見込まれる登記嘱託件数

約1,100件

(3) 当期中に官庁、公署等からの依頼を受けるについて受け取りが見込まれる受託収入

約4,500万円